

暮らしの i Information

募 集

町営住宅入居者募集

■募集期間／11月1日(火)～14日(月)

一般世帯向け(複数世帯)

・ノースパークタウン(北7西1)

3LDK 1戸 3階

・南9条団地(南9西2) ※浴室有、浴槽無

3DK 1戸

※修繕などが完了してからの入居になりますので、入居可能になるまで日数がかかる場合があります

※申請には所得制限などがあります

※階の表示は、物置・車庫などにより実際と違う場合があります

詳細はお問い合わせください

■町建設課住宅係 ☎ 56-8012

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【年末調整の時期が近づいてきました】

■年末調整とは

給与所得者にとって、年末調整は確定申告に代わるもので、毎月の給与やボーナスなどから徴収された所得税の今年の合計額について、給与総額から算出した所得税額(年税額)と比べて、生じている過不足額を精算するものです。ほとんどの場合、年末調整を受けると所得税の納税が完了し、改めて確定申告を行う必要がなくなります。

■年末調整を受ける際の注意

①扶養控除の申告書

勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人で、平成28年中に結婚、出産、就職などにより扶養親族に異動があったときは、その都度、この申告書を勤務先に提出することになっています。本年中に異動があってもまだ提出していない人は、年末調整に間に合うよう提出してください。また、扶養親族で、平成28年中の所得が38万円を超える人は、扶養控除が受けられませんので、扶養親族の所得についても今一度ご確認ください。(ただし、配偶者については、所得が38万円を超える場合であっても76万円未満であれば、「配偶者特別控除」が受けられます。)

平成28年分の扶養控除申告書には被扶養者の「マイナンバー(個人番号)」の記載が新たに必要となります!!

②保険料控除等の申告

本人が支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料はその全額が、また、生命保険料や地震保険料などはその支払った額に応じて算出した額が、それぞれ年末調整の際に所得から控除されます。これらの控除を受けるためには、加入先から発行された「保険料等控除証明書」などの添付が必要になります。これらの書類が送付される時期です。こちらも紛失にはご注意ください!!

■お問合せ／町税務課住民税係 ☎ 56-8003

臨時教員・学習支援員募集

《臨時教員》

町内の小・中学校(分校を含む)の教職員に欠員が生じた場合に募集をします。

■職種／産休代替・育休の代替等教諭(北海道教育委員会にて採用)

■勤務地／町内の小学校で欠員が生じた学校

■資格／教員免許(小学校)

■申込方法／履歴書に所有教員免許・職歴などを記入の上、送付

※採用については欠員状況などによるため、必ず採用となるものではありません

《学習支援員》

■職種／学習支援員(パート職員)(倶知安町教育委員会にて採用)

■勤務地／倶知安町立倶知安小学校

■資格／教員免許(小学校・中学校・高校のいずれか)

■期間／平成29年1月中旬～平成29年3月中旬

■申込方法／履歴書に所有教員免許・職歴などを記入の上、ハローワークからの紹介状を添えて送付してください

■町教育委員会学校教育課 ☎ 56-8018

放課後児童クラブ非常勤(パート)職員・支援員補助員募集

■勤務内容／放課後児童クラブ支援員の補助

■賃金／時給830円

■その他／勤務時間、申込など詳細についてはお問い合わせください

■町福祉医療課少子高齢化対策室 ☎ 23-0500

サンスポテニスクラブ 冬期会員募集

冬期間(11月2日～4月24日)町総合体育館で硬式テニスを楽しむサークルです。初心者の方も歓迎。

■活動日時／毎週水曜日9時～12時

■会費／3000円

※夏期はサンスポーツランドで活動 ☎ 23-2882(小出)

クロスカントリースキー 少年団員募集

■対象／小学1～6年生、中学生

■活動日時／土、日、祝日の9時30分～正午まで

■活動場所／主に旭ヶ丘クロスカントリースキーコース

■入団費／7000円(1人)
■後援会費／3000円(1世帯)

■結団式/12月4日(日)
■関知安観光協会

☎55-5372(廣瀬)

開催

わんぱくスポーツクラブバザー

日用品や服などを販売します。会員手作りの小物なども販売しますので、ぜひ遊びに来てください。

■日時/11月18日(金) 10時30分~11時30分

■場所/世代交流センター
090-7518-2498(星野、平日9時~17時)

全町子ども議会

町内の小中高校生の代表8人が「一日議員」となり、西江町長に質問をします。議長、事務局長も全て子どもたちが主体となって行うもので、一般の方の傍聴もできます。

■日時/11月23日(水) 9時30分~

■場所/関知安町役場3階議場
関青少年センター ☎22-4151
(遠藤)

関知安町子育て講座

ママの心と身体を支える『産後ヨガ』

■講師/湯浅典子氏(産後ヨガインストラクター・ママとベビーのヨガ認定講師)

■日時/11月24日(木) 10時~11時

■場所/絵本館2階

■対象者/0~2歳児の親子

■参加料/無料

■募集組/15組(申込先着順)

■申込受付/11月8日(火) 午前10

時から公民館にて、電話受付は11月9日(水)から

■関町教育委員会社会教育課

☎22-4151

詳しくは今月の折込チラシをご覧ください。

成人記念式典「はたちのつどい」

■日時/平成29年1月8日(日) 14時~(受付13時)

■場所/町文化福祉センター

■対象者/平成8年4月2日~平成9年4月1日までに生まれた方

■その他/12月上旬に案内を発送します。また現在、就学・就職などで関知安町に住民票がない場合でも出席できますので、参加希望者は連絡をお願いします。

■関町教育委員会社会教育課

☎22-4151

連合吟詠剣詩舞発表大会

■日時/11月6日(日) 12時30分開場、13時開演

■場所/町文化福祉センター

【参加団体】

聖月流聖江会、八千穂流詩舞研究会、日本吟詠連盟、吟詠詩舞研究会、北海道詩吟連盟(錦穂会、錦明会、岳鶴会、城葉回生会、桑麓会)

周知

プレミアム商品券販売

第2回プレミアム商品券の販売が始まります。

購入には今月号の広報折込みチラシにある「購入申込書」に必要事項

を記入の上、11月13日までに関知安商店連合会に郵送か持参してください。今回の購入は1世帯4万円(8セット)まで、申込多数の場合は、購入限度額が下がったり抽選となる場合があります。

この商品券は20%のプレミアムがついて、1セット5千円で購入した商品券で6千円分の買い物ができる関知安商店連合会の商品券取扱店などで使用できます。有効期限は平成29年3月31日まで、期限内に使用しなかつた場合、商品券は無効となり、払い戻しもできません。また、お釣りは出ませんので千円以下の買い物での使用にはご注意ください。

詳しくは、今月号の折込チラシをご覧ください。

■関知安商店連合会 ☎23-0222

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

■年末調整・確定申告まで大切に保管を
国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬頃に、平成28年10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方は、翌年の2月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書を添付してください。控除証明書のかわりに領収証書を添付しても控除されません。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

○扶養している家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。(控除証明書または領収書を添付してください)

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

「女性の権利ホットライン」

☎0570-070-810

■期間/11月14日(月)~20日(日)
(平日:8時30分~19時、土日:10時~17時)

■関札幌法務局関知安支局
☎22-0232

私道等除雪費用補助

冬季、生活道路確保のため、私道など町除雪対象外道路(会社などの施設構内等を除く)の除雪をする地域住民に対し、除雪業者への委託金の一部を補助する制度です。

■対象/

▼住宅3戸以上で行う延長30m以上の車両通行可能な道路の除排雪

▼次に該当する自力除雪が困難と民生委員が認めた町民税非課税世帯が行う延長30m以上の車両通行可能な道路の除排雪

①65歳以上の高齢者世帯
②心身障がいや疾病などの世帯

▼酪農家が行う延長が100日以上
の乳牛運搬用道路の除雪

■補助金／予算の範囲内で補助対象
ごとに決定

■申請手続き／建設準備え付けの申
請書、位置図、受益者名簿などの
必要な書類を提出してください

■申請期限／12月1日(木)必着

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日より

○65歳以上の方も雇用保険の適用対
象になります

①平成29年1月1日以降に新たに65
歳以上の労働者を雇用

②平成28年12月末までに65歳以上の
労働者を雇用し平成29年1月1日
以降継続して雇用

①②いずれかに該当し、雇用保険
の適用要件(1週間の所定労働時間
が20時間以上、31日以上の雇用見込
があること)を満たす場合は管轄ハ
ローワークに「雇用保険被保険者資
格取得届」を提出。(②の場合は提
出期限の特例があります。平成29年
3月31日までに提出してください。)
○65歳以上の被保険者も教育訓練給
付金や介護休業給付金などの支給
対象となります

■岡岩内公共職業安定所俱知安分室 ☎
22-0248

育児・介護休業法および男女雇 用機会均等法が改正されます

■施行日／平成29年1月1日

《主な改正点》

○介護休業の分割取得
○介護・看護休暇の取得単位の柔軟化

○介護のための残業免除の新設
○育児休業および介護休業が取得で
きる有期契約労働者の範囲拡大
○いわゆるマタハラ・パタハラなど
の防止措置新設など
事業主は就業規則などの改正が必
要になります。

■岡厚生労働省北海道労働局
☎011-709-2715

「臨時福祉給付金」「障害・遺 族基礎年金受給者向け給付金」

広報9月号でお知らせした「臨時
福祉給付金」、「障害・遺族基礎年金
受給者向け給付金」の申請は、11月
30日までです。

■受付期間／11月30日(水)まで(土
日、祝日を除く) 8時45分〜17
時30分

■申請場所／町保健福祉会館
■必要書類など／

・印鑑
・対象者全員の本人確認書類(保
険証、免許証など)
・振込を希望する預金通帳
・日本年金機構から送付される年
金額改定通知など年金受給状況
がわかる書類(障害・遺族基礎
年金受給者向け給付金を申請す
る場合)

■岡町福祉医療課福祉係給付金担当
☎23-0500

緊急地震速報の訓練について

町防災行政無線などで緊急地震速
報の放送があります。日頃から家具
の固定など地震への備えをし、避難
場所なども確認しておきましょう。

消費者コーナー 俱知安消費者協会

消費生活展を開きます

町の文化祭にあわせて消費生活展を11
月2日から11月6日まで、世代交流セン
ターで開きます。

本年も、リサイクル作品の発表をはじめ、
地産地消や、安全な生活を求めている諸展示
を計画しています。

また、生活に関するアンケートや、臨時
苦情相談室、各資料配付なども考えていま
す。ぜひご来場ください。

新手の詐欺が横行しているようです

うまい話は、転がっているものではありません。おかしいと思ったら下記にご相談ください。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)

■月・水・金曜日 10時~15時

☎23-1522

■時間外の緊急相談は☎22-2101(荒野)

■日時／11月4日(金)10時頃、
11月29日(火)11時頃

○緊急地震速報を聞いたら

・頭を守って、安全な場所へ!
・危ない場所から離れて!
・お店では、あわてず係員の指示
に従って!

※訓練の緊急地震速報は、テレビ・
ラジオの放送や、携帯電話・スマー
トフォンの緊急速報メール(エリ
アメール)には流れません
■岡町総務課危機管理室防災担当係
☎56-8000

プレハブ・コンテナなどの 設置を検討されている方へ

プレハブ・コンテナなどは建築基
準法の「建築物」になり、建築確認
申請が必要になることがあります。
期間を限定して営業する飲食・物
販店も、確認申請の対象となること
がありますので、設置を検討してい
る方は建築士などに相談しルール
(建築基準法・景観法・町建築指導

要綱)を守って設置しましょう。
※スキー場周辺の地区では、景観申
請も必要になります。

■岡後志総合振興局建築指導課建築住
宅係 ☎23-1373、町まちづく
り新幹線課建築指導係・まちづく
り係 ☎56-8012

「里親制度」について

様々な事情により家庭で暮らせな
い子どもたちは、全国で約4万6千
人います。こうした子どものうち、
自分の家庭に受け入れて育てる方を
「里親」と言います。「里親」は特別
な方しかねないわけではなく、実
際にはどこにでもいる普通の家庭の
お父さん、お母さんたちでもなるこ
とができます。ぜひ里親として登録
し、家庭で生活できない子どもたち
の養育を担っていただければと思
います。

■岡北海道中央児童相談所 ☎011-
631-0301(矢野)

消防署からのお知らせ

灯油やガソリンの漏洩事故を防ぎましょう。

秋も深まり、各家庭では暖房器具を使用する季節となりました。

ポータブル式灯油ストーブに給油する場合は、ストーブの火が完全に消えたことを確認してから給油を行ってください。

暖房用灯油、除雪機用ガソリンなどを保管するときは、必ず専用の容器を使用してください。ホームタンクについても漏洩事故防止のため配管のひび割れや残量ゲージなどの破損が無いか確認をお願いします。

火の用心をお願いします。

9月末までの災害出動状況

	平成28年	平成27年
火災	6件	13件
救急	626件	626件
救助	31件	23件
その他	64件	56件

まちの事件簿 | 地域安全ニュース

主な事件

▽窃盗(空き巣) 事件の発生
不在中の住宅から金銭が盗まれる

事件が発生しました
▽窃盗(車上ねらい) 事件の発生
駐車車両内からカード類が盗まれる

事件が発生しました
▽建造物侵入事件の発生
建物のガラスが割られ、内部に侵入される事件が発生しました

▽9月9日、直進車両と小学生児童が衝突する事故が発生しました
▽9月9日、直進車両と右折待ち停止車両の追突事故により、停止車両が押し出され、対向車両と衝突する多重衝突事故が発生しました

交通事故

▽9月9日、直進車両と小学生児童が衝突する事故が発生しました

▽9月9日、直進車両と右折待ち停止車両の追突事故により、停止車両が押し出され、対向車両と衝突する多重衝突事故が発生しました

9月末までの
町内交通事故発生状況

	平成28年	平成27年
人身	26件	15件
物損	448件	372件
死者	0名	0名

ごめいふくをお祈りします

遺言書の撤回

遺言を実現しようとするとき、書いた本人は、もうこの世にいないので、本当に本人が書いたのか、どういう意味なのかなどを、本人に確認することができません。そのため、遺言書の書き方について、法律でルールが決められています。自筆で書く遺言書の場合には、作り方にも、訂正の仕方にも、ルールがあります。

さて、気が変わり、前に作った遺言を撤回することがありますが、民法は、「いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる」としており、やはりルールに従い撤回する必要があります。書いた本人が自分の意思で「破棄」したときも、撤回したとみなすことが認められています。

最高裁平成27年11月20日判決の事案では、発見された遺言書には、文面全体の左上から右下にかけて赤色のボールペンで1本の斜線が引かれていました。この事件で大きく争われたのは、本人が斜線を引いたことが、「破棄」であり、遺言の撤回といえるかどうかでした。最高裁は、遺言書の文面全体に斜線を引くことは、遺言の全部の効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であるとして、撤回を認めました。

遺言の抹消には、様々な事案が考えられますので、ひとつの参考事例として、この最高裁をご紹介します。

ご自身の意思が、亡き後、きちんと実現されるよう、また、遺された大切な人が、遺言をめぐり争うことの無いよう、遺言は、ルールに従い、作成したり、撤回したりすることが肝要といえるでしょう。



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 古宮 靖子
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

10月14日(金)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き		平成28年9月末現在
人	口	15,300人(前月比-24)
	男	7,666人(前月比-14)
	女	7,634人(前月比-10)
世帯数		7,838世帯(前月比-7)
うち外国籍住民		457人(前月比±0)